

令和元年度第11回教職員分限懲戒部会 議事要旨

1 日時

令和元年11月7日 17時00分～17時30分（持ち回り）

令和元年11月8日 11時00分～11時30分（持ち回り）

令和元年11月8日 13時30分～14時00分（持ち回り）

2 場所

大阪市教育委員会事務局会議室、俵法律事務所、玉越法律事務所

3 出席者

峯委員、小川委員、春木委員

（事務局：教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当）

山岡担当係長、合田担当係長

4 議題

第21回教育委員会会議付議予定の懲戒処分等に関する処分の要否及び行政措置等に関する措置の要否及び量定の妥当性について

5 議事要旨

以下の事案の処分の要否および量定の妥当性の検討を行った。

- ・教職員によるわいせつ事案
- ・教職員による報告懈怠等事案
- ・教職員による職務懈怠事案

6 議事結果

以上の事案にかかる処分案について、意見を述べた。

聴取した意見を参考に処分を決定する。

【問い合わせ先】

教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当

電話：06-6208-9059

ファックス：06-6202-7053

メールアドレス：ua0003@city.osaka.lg.jp